

平成25年度

運輸安全報告書

静鉄タクシー株式会社

本レポートは

お客様からより一層信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を第一としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

輸送安全方針	3
1. 輸送の安全に関する基本的な方針	4
2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況 (総件数および類型別の事故件数)	4
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	5
4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統	5
5. 輸送の安全に関する重点施策	5-6
6. 輸送の安全に関する計画	6-7
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	8
8. 事故、災害等に関する報告連絡体制	8
9. 安全統括管理者、安全管理規定	8
10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画	8-9
11. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容	9-10
12. 安全管理規定	11-19



輸 送 安 全 方 針

静鉄タクシー株式会社は、静鉄グループの一員として輸送の安全を第一とし、人命を尊重し、如何なる時にも安全運行を最優先することを誓います。

旅客の人命をお預かりするタクシー事業にとって輸送の安全確保こそが事業の根幹であることを全社員が認識し、共有し、幸福発展のために、たゆまず努力し、精進して前進していきます。

具体的には、まず強い意志により不安全行動を戒め、ヒューマンエラーを防止することを念頭において行動します。

目的達成のために一致団結して地域に貢献することをここに決意する。

平成 22 年 12 月 1 日制定
代表取締役社長
八 木 善 一 郎



【 朝礼：輸送安全方針唱和 】

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、全社員による安全を最優先とする体制の維持・向上に努めてまいります。

基本方針

社長は、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たし、現場の状況を十分に把握したうえで社員に対し輸送の安全の重要性を認識させる。また、輸送の安全に関する計画・実行・チェック改善（P D C A）を確実に実行し安全対策を不断に見直し全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。

- 1、関係法令及び安全管理規定等社内規定を遵守して安全・安心・快適を提供する。
- 2、デジタルタコメーターのデータを活用した安全運転技術の向上
- 3、輸送の安全を確保する為の教育の充実
- 4、役割と権限を明確にした組織の強化

2. 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況

平成 25 年度に設定しました目標および達成状況は次のとおりであります。

	目 標	達 成 状 況
1	<p>《追突事故の完全撲滅》撲滅 5 項目操作の実行 実行すれば事故は起こりません</p> <p>有責事故率削減目標 13%未満(登録台数対比) (昨年度 47 件⇒31 件以下)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有責事故件数 36 件 (対前年△11 件、23.4%減) ・人身・物損の割合 人身・物損 11 件 人身 5 件 物損 20 件 計 36 件
2	<p>運輸安全マネジメント態勢の充実 (ガイドラインの適合性と有効性アップ)</p> <p>会議体の定着と指揮命令系統の明確化 安全に対する取組計画の明確化・実行 ヒヤリハット情報の収集と有効活用 (収集目標 600 件)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全M会議の開催 (6 月) ・所属長会議の毎月開催 ・事故防止委員会の毎月開催 ・事故反省会及び事故懲罰委員会の隔月開催 ・安全衛生委員会の毎月開催 ・ヒヤリハット情報 304 件収集

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成25年4月1日から平成26年3月末日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

項目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災含む）を起こし、又は踏み切りにおいて鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの	0件
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう）を生じたもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる傷害が生じたもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
自動車の装置（道路運送車両法第41条に掲げる装置：原動機及び動力伝達装置、車輪及び車軸その他の走行装置、操縦装置、制動装置、ばねその他の緩衝装置、燃料装置及び電気装置、車枠及び車体、連結装置、乗車装置及び物品積載装置等）の故障により運行出来なくなったもの	0件
前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
事故総件数	0件

4. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

（別紙2-1）『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』参照

（別紙2-2）『大規模災害発生時の社員、参集場所』

5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて、重点的に実施する施策は次のとおりであります。

法令順守の精神と知識・技術の向上を目的とした教育を計画的かつ効果的に実施することにより輸送の安全に対する意識をたかめるとともに、定期的な社内監査の実施及び事故防止委員会の開催により、情報の共有化を図り、実態のチェックと改善施策の実行を推進する。

【年間事故防止目標】

『追突事故の完全撲滅』撲滅5項目操作の実行

実行すれば事故は起こりません

【追突事故撲滅5項目の操作】

【 始業対面点呼 】

1. 安全車間距離の操作

- ① 走行中は車間時間を（2秒以上）確保する。
- ② 停車中は、前車のタイヤが見える（2m以上）車間を確保する。

2. 停車の操作

信号待ちの停車時は「ギアをN・Pでサイドブレーキ」を引く。

3. 発車の操作

指差呼称「左よし・右よし・前よし」を行い、確認後、発車する。

4. 交差点接近の操作

交差点接近時には、「アクセルから足を離し、ブレーキペダルに足を乗せる」

5. 交差点での操作

黄色信号では、「交差点には進入しない」

（歩行者用信号点滅時は減速し、停車の準備をする）

【月間事故防止目標】

- 4月 Uターン事故の撲滅
- 5月 飛出しによる事故の撲滅
- 6月 夜間の危険予知不足による事故撲滅
- 7月 雨天時、前方不注意による事故の撲滅
- 8月 バック事故の撲滅
- 9月 交差点手前の追突事故撲滅
- 10月 右左折時での歩行者・自転車との事故撲滅
- 11月 一旦停止の完全実行
- 12月 過労運転による事故の撲滅
- 1月 右左折時での歩行者・自転車との事故撲滅
- 2月 バック事故の撲滅
- 3月 乗降・走行中の車内事故撲滅



【 始業点呼 】

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については次のとおりであります。

- (1) 経営トップによる職場巡視 (毎月 1回)

現場との双方コミュニケーション

本社～丸子～岡出山～大洲～城北～押切～堂林～草薙（各営業所）

(2) 定例会議での安全運行実績の確認

- ・ 事故防止委員会の開催 (毎月 1 回)
- ・ 賞罰委員会及び事故反省会の開催 (隔 月)
- ・ 安全衛生委員会の開催 (全管理所) (毎月 1 回)

(3) 街頭監査・パトロール監査の実施

- ・ 運行管理者による営業エリアでの監査実施 (毎月 2 回)



【のぼり掲出・街頭活動】

(4) 街頭啓蒙活動の実施

- ・ 毎月ゼロの日（10・20・30日）に運行管理者・運転士による、のぼり旗掲出

(5) 危険運転通報機能装備ドライブレコーダーによる運転操作指導の実施

- ・ 運転士全員が機能装備車両に乗車、安全運転診断実施

(6) 輸送の安全に関する内部監査の実施

- ・ 運行管理規程に則り、自動車乗務員の点呼簿、乗務員台帳について年 1 回安全対策課により、全営業所に対し監査を実施

(7) 重大事故に対する現場対応訓練及び通報伝達訓練の実施

- ・ 実施日 平成 25 年度 11 月 18 日（静岡）
- ・ 訓練内容 〈当社運転士が交差点にて高齢者の運転する自転車と衝突、被害者意識不明の重体〉
 - ・ 負傷者の救護
 - ・ 救急車の手配
 - ・ 警察への連絡
 - ・ 周囲の安全確保
 - ・ 配車センターへの連絡
 - ・ 緊急連絡網による情報伝達



【11月18日・重大事故訓練：静岡】

(8) 地震・災害に対する防災訓練の実施

- ・ 実施日 平成 25 年 8 月 30 日（全管理所）
- ・ 訓練内容 〈地震発生を想定した情報伝達確認、安否確認〉
 - ・ 各営業所の被害状況確認
 - ・ 各管理所の運転士の安否確認
 - ・ 対策本部設置後、各役割担当者の対応等



【8月30日・防災訓練：本社】

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成 25 年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

主な項目		金額
(ソフト面)	① 無事故手当	8,886
	② 安全教育関係 事故防止委員会・事故反省会・会社全体教育 新任教育（フォローアップ含む） 適性診断（初任・高齢者・事故惹起）	980
	③ 年間・永年（無事故）優良表彰、善行表彰	199
	④ 運輸安全マネジメント関係 飲酒者研修 重大事故対応訓練 運行管理者講習他	440
(ハード面)	① 危険運転通報式双方行 DR 設置（10 台）	750
	② 一般双方行式 DR 設置（10 台）	
	③ 事故防止啓発の製作物費	247
合計		11,502

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙 3 - 1) 「事故、災害等に関する報告連絡体制」

(別紙 3 - 2) 「事故報告体制」

9. 安全統括管理者、安全管理規程

① 安全統括管理者：役職名 取締役社長 氏名 八木善一郎

② 安全管理規程：(別紙 1) 『安全管理規程』参照

10. 輸送の安全に関する教育および研修の計画

〈運行関係〉

(1) 安全教育 (KYT) 講習会

- ・ 全従業員 (運転士) を対象に外部講師による集合教育の実施
(年 1 回)



【 安全教育講習会 】

- (2) デジタルタコメーター・データに基づく個人面談指導 (随 時)
- (3) 事故惹起者に対する個別面談指導 (随 時)
- (4) 事故惹起者を対象とした研修会 (年 1 回)
- (5) 高齢者適齢診断の実施と、結果に基づく個別面談指導の実施 (随 時)
- (6) 入社時、新任教育の実施 (随 時)
- (7) 飲酒者研修会の実施 (年 1 回)
- (8) 安全塾 (ジャストライン主催) への参加 (月 1 回)
(事故惹起者・運行管理者・参加希望者)
- (9) 危険運転通報機能 DR による運転操作面談・指導 (随 時)
(整備関係)
- (1) 新人乗務員教育
- ・車両基礎教育、車両トラブルの対応教育、日常点検教育
 - ・異常気象時、道路冠水時の走行方説明
- (2) 整備士教育
- ・整備管理者講習会への参加 (隔年 1 回)、整備主任者講習会への参加 (年 1 回)

11. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

輸送の安全に関する内部監査を平成25年8月16日に実施し、その結果およびそれを踏まえた措置内容は次のとおりであります。

1. 監査項目 (ヒアリング事項)

- (1) ヒヤリハット情報の収集促進と活用はできているか
- (2) 重大事故対応マニュアルは作成されているか
また、それに則した訓練を行っているか
- (3) 教育訓練実施後のフォローを行い、教育効果を高めているか

2. 被監査部門 営業部 安全対策課

3. 監査結果

- (1) ヒヤリハット情報の収集と有効活用について
 - ・年間目標 600 件に対して 8 月 13 日現在 120 件、収集率 20%
昨年より収集率は若干上がっているが、依然停滞していると言える。
 - ・新しいドラレコ (日本ユニシス) によるヒヤリハット情報については、管理所長が当事者と面談を行い注意・指導を行っている。
また、ヒヤリハット映像をDVD化し、乗務員に見せる計画でいる。
 - ・ヒヤリハット情報に内在するリスクの抽出は行っておらず、それへの対応策は執られて

いない。

(2) 重大事故対応マニュアルの作成と訓練について

- ・マニュアルは未作成である。

(3) 教育訓練のフォローについて

- ・研修後にアンケートをとっているが、教育効果を高める内容とはなっていない。
また、効果測定も行っていない。

4. 課題の指摘及び提言事項

- ① 乗務員に対して、ヒヤリハット情報の有用性をあらためて周知すること。
- ② 収集した情報のリスク分析を行い、対応策まで繋げるサイクルを作成する。
- ③ 重大事故対応マニュアルは、訓練を行う前まで（10月目途）に作成すること。
訓練は今後11月、1月、2月に各管理所で行う予定である。
- ④ 教育研修後に、紙上テスト等を行い、定着化を図るべくフォローを行うこと。

安全管理規定

2006（平成19）年 12月 12日制定

2011（平成24）年 4月 1日改正

2012（平成24）年 6月 1日改正

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

（目的）

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（輸送の安全に関する基本的な方針）

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 1 取締役のうち、運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告する。
- 六 輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者（社長）又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

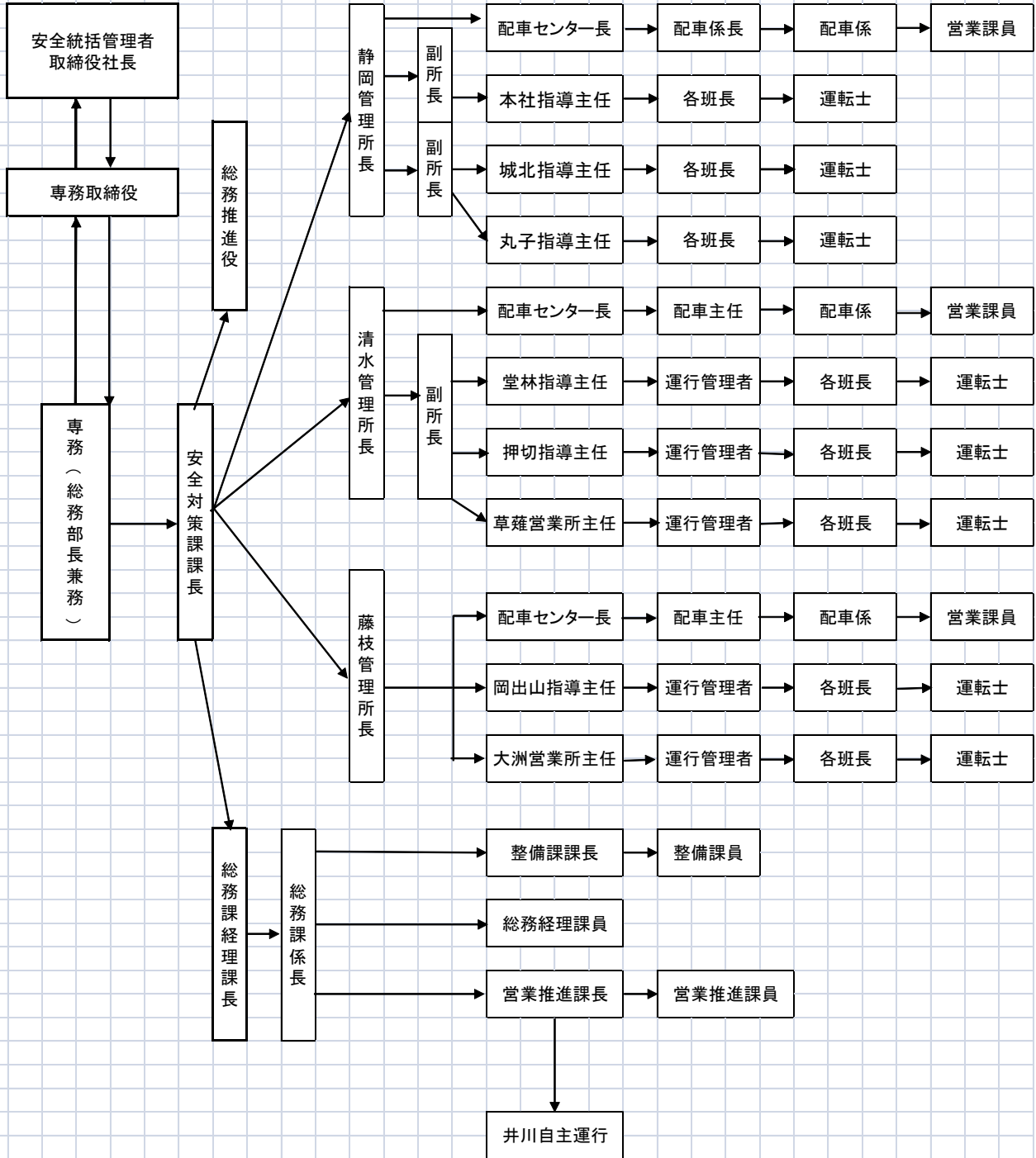
(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は安全統括管理者が管理し、保存期間は3年とする。

(別紙2-1) 『輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統』

2011年 1月13日改正
 2011年 4月 1日改正
 2012年12月 1日改正
 2013年 3月 1日改正
 静鉄タクシー株式会社



※ 各管理所から運転士に対しての連絡網は管理所が作成し管理。

(別紙2-2)『大規模災害時の社員参集場所』

予知なし発生時 (勤務時間外)
大規模災害発生時の出勤体制 (参集場所) 2011年3月15日改正

2011年 4月 1日改正
2012年 4月 1日改正
2012年 8月16日改正
2013年 3月 1日改正

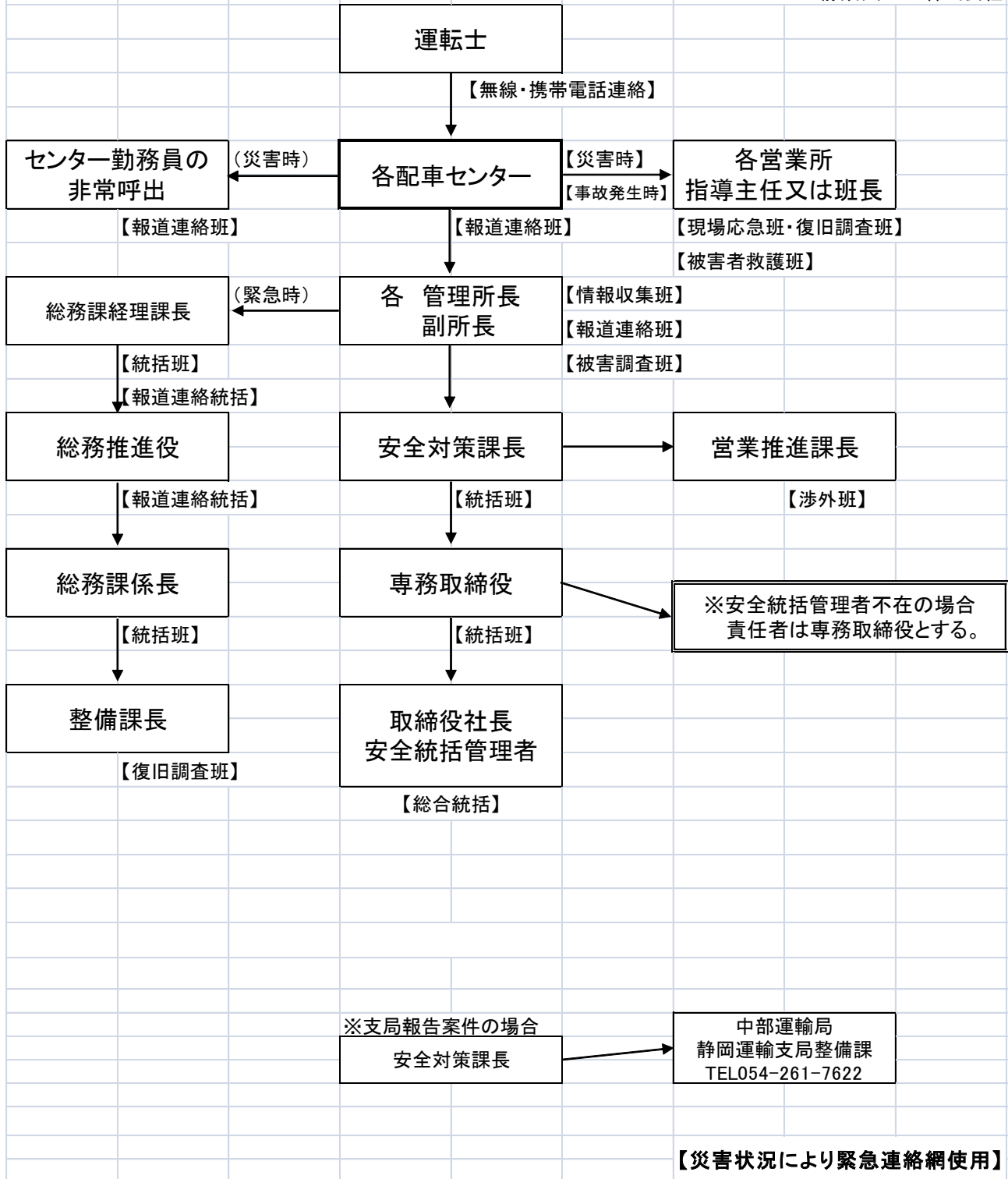
清水管理所		本社・静岡管理所		藤枝管理所	
総務課経理課長 出勤場所:清水(管)	【清水対策支部長】	取締役社長 安全統括管理者 出勤場所:本社	【現場対策統括本部長】	専務取締役 出勤場所:藤枝(管)	【藤枝対策支部長】
清水(管)所長 出勤場所:清水(管)	【清水対策】 【報道対策】	安全対策課課長 出勤場所:本社	【現場対策副本部長】 【情報統括責任者】	総務推進役 出勤場所:藤枝・大洲	【藤枝対策本部】 【報道対策】
総務課係長 出勤場所:清水(管)	【清水対策本部】 【報道対策】	営業推進課長 出勤場所:本社	【現場対策本部員】 【報道対策】	藤枝センター長 出勤場所:藤枝(管)	【藤枝対策本部】 【運行管理統括】
藤枝(管)所長 出勤場所:清水(管)	【押切対策】 【情報収集班】	静岡配車センター長 出勤場所:静岡	【静岡管理所】 【運行管理統括】	整備課長 出勤場所:藤枝(管)	【藤枝対策本部】 【車両運行管理】
整備課員 出勤場所:清水(管)	【清水対策部員】 【車両運行管理】	静岡センター係長 出勤場所:静岡配	【配車センター対策】 【情報収集班】	整備課員 出勤場所:藤枝・大洲	【大洲対策本部】 【車両運行管理】
清水センター長 出勤場所:清水(管)	【配車センター対策】 【運行管理統括】	静岡(管)所長 出勤場所:静岡	【管理所統括対策】 【運行管理統括】	営業課員 出勤場所:藤枝・大洲	【大洲対策本部】 【情報収集班】
静岡(管)副所長 出勤場所:清水・堂林	【堂林対策】 【情報収集班】	清水(管)所長 出勤場所:静岡・城北	【静岡管理所】 【情報収集班】		
清水(管)副所長 出勤場所:清水・押切	【押切対策】 【情報収集班】	整備課員 出勤場所:本社	【現場対策本部員】 【車両運行管理】	(静岡)	
西尾整備課員 出勤場所:堂林	【現場対策本部員】 【車両運行管理】	整備課員 出勤場所:城北	【現場対策本部員】 【車両運行管理】	営業推進課員 出勤場所:本社	【現場対策本部員】 【情報収集班】
				総務課員 出勤場所:本社	【現場対策本部員】 【報道対策】
				総務課員 出勤場所:本社	【現場対策本部員】 【報道対策】
				総務課員 出勤場所:静岡・丸子	【丸子対策】 【情報収集班】
				営業課員 出勤場所:静岡・丸子	【丸子対策】 【情報収集班】

諸事情により指定場所に参集できない場合、最寄営業所に参集する。

- 1 出勤日においては、勤務場所にて対応。
- 2 時間外においては、上記参集場所に、速やかに出勤。
なお、女子従業員については自宅待機。
- 3 移動中にあつては、最寄りの営業所に出勤。
- 4 対策本部は、2階会議室。2階会議室使用不可能の場合は、本社、北東側駐車場を対策本部とする。(入船寿司北東側、社用車駐車場)
- 5 配車センター員は、居住地の配車センターに参集

(別紙3-1) 『災害発生時の報告連絡体制』

2011年 1月13日改正
 2011年 4月 1日改正
 2012年 8月16日改正
 2012年12月 1日改正
 2013年 3月 1日改正
 静鉄タクシー株式会社

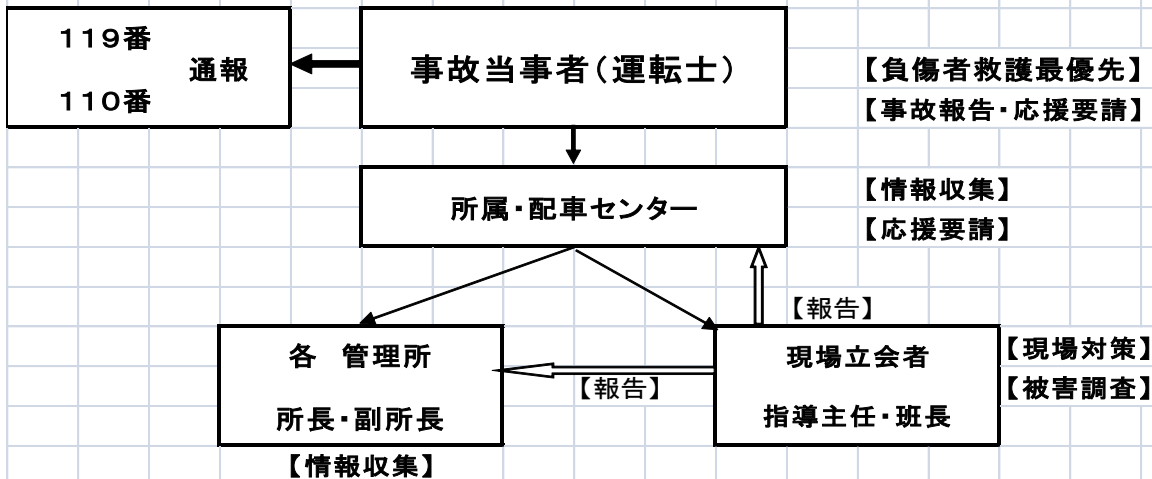


【災害状況により緊急連絡網使用】

(別紙3-2) 『事故発生時の報告連絡体制』

『事故報告体制』

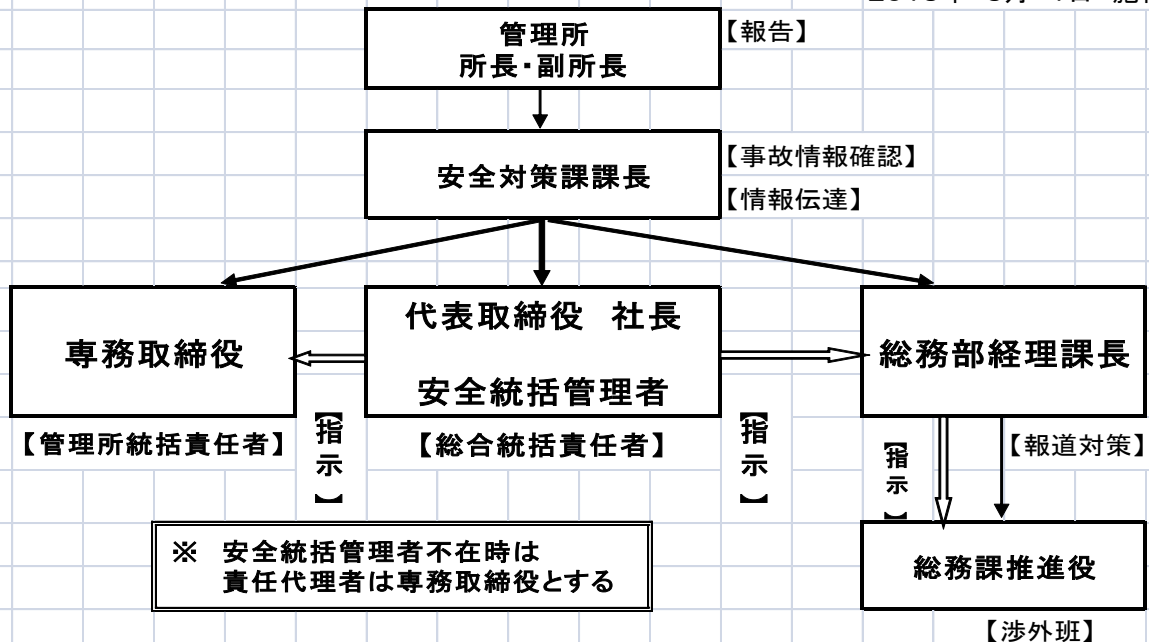
2011年 1月13日改正
 2011年 4月 1日改正
 2011年10月16日改正
 2012年 4月 1日改正
 2012年12月 1日改正
 2013年 3月 1日改正
 静鉄タクシー株式会社



※ 重大事故と判断した場合は、情報連絡体制を活用する

『重大事故発生時の情報連絡体制』

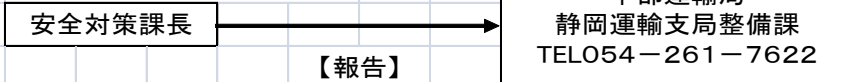
2013年 3月 1日 施行



※ 安全統括管理者不在時は
責任代理者は専務取締役とする

※ 必要に応じ車両復旧班を待機させる

《支局報告案件の場合》



今後も「運輸の安全安心」に、役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡くださいませ。

【ご連絡先】

営業部 安全対策課 (054)284-2111

平成25年度 運輸安全報告書

静鉄タクシー株式会社

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町25番25号

<http://www.shizutetsu-taxi.co.jp>

2014年6月発行